

# 第16回総会 議事録

開催日時 令和3年10月28日(木曜日) 午後1時32分

開催場所 小松島市役所 2階 市議会第一委員会室

## (農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏
14番 川瀬 益栄	16番 關 藤子	17番 森 博之	18番 高井 トミエ

## (農業委員の欠席者)

13番 服部 雅基	15番 舩越 康博	19番 青木 正廣
-----------	-----------	-----------

## (出席者)

局長 前田 秀和 次長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

## 議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
議案第3号 農用地利用集積計画案審議について  
議案第4号 農地移動適正化斡旋について

## 議案外

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消届について  
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 買受適格証明後の農地法第5条の規定による許可申請にかかる許可決定について  
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第6号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

開会開始時間 午後1時32分

## 栗本副会長

それでは、小松島市農業委員会第16回総会を開催いたします。  
議事に入る前に、議事録署名者に、7番 廣田委員、18番 高井委員をご指名いたします。  
よろしく願いいたします。  
なお、13番 服部委員、15番 舩越委員、19番 青木委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、  
会議が成立したことをご報告いたします。

## 栗本副会長

それでは、議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願い  
いたします。

## 事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

### 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は4件、5筆です。

## 栗本副会長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号1番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。  
申請地は、田1筆、面積223㎡です。

譲渡人は、もともとこの申請地を借りて耕作をしていました。このたび、譲受人との間で売買の話がまと  
まったため、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても  
問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、  
農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。  
以上です。

## 栗本副会長

担当の 江崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 10番 江崎委員

立江の江崎です。この土地は〇〇さんの入り口になるので、ちょうどいいと思いますので、問題はありませぬ。ご審議よろしくお願ひします。

### 栗本副会長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませぬか。

(※「なし」の声あり)

### 栗本副会長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。  
続いて事務局は、整理番号2番についての審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号2番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。  
申請地は、田1筆、面積1,137㎡です。

譲渡人は農地を多く所有しているが、申請地のみバイパスより東にある圃場で、扱いに困っていました。  
そんな折、申請地付近で農業をしている譲受人に申請地の購入を依頼したところ、了承を得たことから、このたび農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。  
以上です。

### 栗本副会長

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願ひいたします。

## 8番 豊田委員

田野町の豊田です。譲受人の〇〇さんと一緒に現地確認に行ってきました。

何も問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

### 栗本副会長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませぬか。

(※「なし」の声あり)

## 栗本副会長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。

次に、整理番号3番、4番については、関連する案件でありますので、一括審議といたします。

事務局は、審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番、4番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、整理番号3番が、田1筆、面積359㎡、整理番号4番が、田1筆、面積373㎡です。

譲渡人の夫婦は、高齢のため耕作がほとんどできなくなりました。そのため、農地を誰かに託したいと思っていたところ、昔から付き合いのある、譲受人の了承を得たため、このたび農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

## 栗本副会長

担当の 錦野委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 3番 錦野委員

錦野でございます。よろしくお願いたします。

この案件については、2筆あるわけですが、隣同士とか近くでなしに、〇〇川を挟んで北と南に別れています。そんなに遠い距離でもないんで、問題ないと思いますし、きれいに整地もされております。

譲渡人の〇〇さんご夫婦が87とか88のご高齢というところがありまして、ちょうどいい、〇〇町の〇〇さん、知り合いの方のようですが、引き受けてもらえるというので私どもも安心しているところでございます。ご審議の方、よろしくお願いたします。

## 栗本副会長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番、整理番号4番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 栗本副会長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番、整理番号4番については、原案どおり可決と認めます。

続いて事務局は、整理番号5番についての審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号5番は、あっせんによる所有権移転の申請です。  
申請地は、田1筆、面積2,942㎡です。

この案件につきましては、先月の9月の総会で、小松委員と徳山委員に斡旋委員となっただきまして  
お願いをしていた案件で、担当推進委員さんが譲受人に売買を打診した結果、金額面等で譲渡人と折り合  
いがつき、話がまとまったため、このたび農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても  
問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、  
農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、担当の服部委員は本日欠席ということで聞いておりますが、委員からは、この件については特に問  
題はないということで伺っております。

以上です。

## 栗本副会長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号5番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 栗本副会長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号5番については、原案どおり可決と認めます。  
以上で議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願い  
いたします。

## 事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

### 議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は1件、2筆です。

## 栗本副会長

事務局は、整理番号1番、整理番号2番の審議内容を説明してください。

## 事務局（局長）

整理番号1番、整理番号2番についてご説明いたします。

転用目的は、調剤薬局でございます。

賃借人は、医薬品の販売及び卸売などの業務を行っており、調剤薬局の開業を計画しておりました。申請地は、隣に病院があり、調剤薬局として適地であることから、選定に至り、賃貸人からも同意が得られたため、このたび農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、もともと地域の指定がされていない農地で白地でございます。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇支店の残高証明書が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、土地造成は碎石で行い、周辺は北側が県道、南側は病院の建物敷地、東側、西側については、建物が建っており農地はなく、日照その他については、特に影響はありません。

隣地との間には既設擁壁やブロック塀がありますが、さらに擁壁を新設する計画です。

また、給水は既設上水道より引き込み、雑排水、汚水は合併浄化槽により処理のうえ排水する旨、県の管理担当部局との事前協議を終え、開発行為の同意を得ております。

なお、付近の農地等への被害はないと思われませんが、万一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決することです。

申請地は、もともと宅地でありましたが登記を畑とし、農地法の申請が必要となったことから、転用については、特に問題はないと思われま。また、土地改良区には関係がない旨の上申書が提出されております。

以上のことから、整理番号1番、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。

なお、担当の船越委員は本日欠席ということで聞いておりますが、委員からは、この件については特に問題がないということをお伺いしております。

## 栗本副会長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番、整理番号2番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 栗本副会長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番、整理番号2番については、原案どおり可決相当と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

議案書の 4 ページをご覧ください。

### 議案第 3 号 「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、30 件、84 筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5 ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

なお、所有権移転（総括表）につきましては、11 ページに記載されておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上です。

## 栗本副会長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第 3 号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 栗本副会長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第 3 号については、可決と認めます。

引き続き、議案第 4 号 「農地移動適正化斡旋について」、事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（次長）

それでは、議案書の 12 ページをお開きください。

### 議案第 4 号 「農地移動適正化斡旋について」

申請総数は、1 件、1 筆です。

## 栗本副会長

事務局は、整理番号 1 番について、申請内容を説明してください。

## 事務局（次長）

整理番号1番について説明いたします。

幹旋に係る申出書一式並びに現地確認を行いました。すべて完備しておりました。

なお、所在地図については、13ページに記載してあります。

別紙①所在位置図について、ご確認ください。

当市幹旋基準により幹旋を行いたいと思いますので、幹旋委員2名のご指名をお願いいたします。

## 栗本副会長

それでは、幹旋委員を私の方からご指名いたします。

整理番号1番については、岡崎委員と吉積委員が、地元及び近隣の地区担当委員となりますので、幹旋委員に指名いたします。

ご異議ございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 栗本副会長

ありがとうございます。それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 栗本副会長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第4号を可決いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消届について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 買受適格証明後の農地法第5条の規定による許可申請にかかる  
許可決定について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

議案外について事務局より報告をお願いします。

## 事務局（次長）

議案書の14ページをお開きください。



## 報告第1号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消届について』

届出件数3件、5筆です。

整理番号1番、整理番号2番につきましては、令和3年9月8日付け受理番号第9号で、申請内容が露天駐車場として受理しておりましたが、整理番号1番は転用計画の廃止として、整理番号2番は申請の錯誤として、取消届が提出されました。

整理番号1番は、転用計画が廃止となりましたので、今後も賃貸人が農地として利用します。

整理番号2番については、改めて5条届出が提出されておりますので、報告第3号でご報告いたします。

整理番号3番、整理番号4番につきましては、令和3年9月8日付け受理番号第10号で、申請内容が露天駐車場として受理しておりましたが、申請の錯誤により、取消届が提出されました。

取消後ともに5条届出が提出されておりますので、報告第3号でご報告いたします。

整理番号5番につきましては、令和3年9月13日付け受理番号第11号で、申請内容が駐車場用地として受理しておりましたが、契約解除により取消届が提出されました。

改めて4条届出が提出されておりますので、このあとの報告第2号でも報告させていただきます。

整理番号1番から5番につきましては、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、取消通知を发出いたしました。

### 事務局（次長）

議案書の15ページをお開きください。

## 報告第2号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出について』

届出件数1件、1筆です。

整理番号1番は、先ほどの報告第1号の整理番号5番の関連案件です。

畑1筆で、402㎡の駐車場用地としての届出となります。

契約の解除により5条届出の取消届の提出後、改めて4条届出でご自身が駐車場用地として利用されるとの申請がありました。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

### 事務局（次長）

議案書の16ページをお開きください。

## 報告第3号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出について』

届出件数5件、6筆です。

整理番号1番は、田1筆の面積1,484㎡で、住宅用地としての売買での5条届出となります。

整理番号2番は、田1筆の面積771㎡で、露天駐車場としての賃貸借での5条届出となります。

先ほどの報告第1号の整理番号3番の関連案件です。

当初は、報告第1号の整理番号1番から4番を駐車場用地として賃貸借とする計画でしたが、申請の錯誤

や計画の廃止がございましたので、1筆での計画として改めて届出がありました。

整理番号3番は、田1筆の面積58㎡で、宅地拡張用地としての贈与での5条届出となります。

先ほどの報告第1号の整理番号2番の関連案件です。

転用計画を進めるうち、約30年前の所有者間で取り決めた交換等が判明し、申請の錯誤として取消届が提出され、母が所有する宅地の拡張として改めて届出がありました。

整理番号4番は、田1筆の面積18㎡で、進入路としての贈与での5条届出となります。

整理番号5番、6番は、田2筆の面積それぞれ49㎡、68㎡で、整理番号4番同様、進入路としての贈与での5条届出となります。

整理番号4番から6番は、先ほどの報告第1号の整理番号1番の関連案件です。

報告第1号の整理番号1番への進入路が登記簿上確保できていないことから、過去の所有者間での取り決めについて手続きができていないことが判明し、申請の錯誤や転用計画の廃止等による取り消しや再申請が行われることとなりました。

以上6件について、現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

## 事務局（次長）

議案書の17ページをご覧ください。

### 報告第4号『買受適格証明後の農地法第5条の規定による許可申請にかかる許可決定について』

申出件数は、1件、1筆です。

整理番号1番につきましては、7月29日の第13回総会の議案第4号にて、特別売却に係る買受適格証明の交付の審議に併せて、落札後、特に状況に変わりがなければ、改めて総会で議決することなく、許可相当であるとの意見を付して知事に送付するという事をご承認いただいております。

特別売却による買受決定後、同じ内容で5条許可申請書が提出され、知事に送付しておりましたところ、このたび5条許可となりましたので、ご報告いたします。

## 事務局（次長）

議案書の18ページをご覧ください。

### 報告第5号『農地法第18条第6項の規定による通知について』

申出件数は、4件、6筆です。

それぞれ賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

## 事務局（次長）

議案書の19ページをお開きください。

### 報告第6号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

届出件数3件、8筆です。

各々、賃貸人と借借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、20ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

## 栗本副会長

ただいま、事務局より議案外6件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 栗本副会長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第16回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いたします。

総会終了 午後 1 時 59 分

議事録署名委員

7番 廣田 由美

18番 高井 トミエ